

上田織維専門学校單科大学昇格に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年三月二十六日

矢野西雄

参議院議長 松平恒雄殿

上田纖維専門学校單科大学昇格に関する質問主意書

わが國は世界屈指の纖維工業國として夙に定評あり、纖維製品は久しくわが輸出貿易の大宗であつたが、戰後國民經濟の再建は特に斯業の振興に俟つべきものが多い。

しかば、斯業に対する技術的指導の最高學府として、少くとも一箇の理想的纖維綜合大學を設置すべきは、ひとり經濟國策上ののみならず、新學制實施等の文教的見地より觀るも、喫緊の要務でなければならない。

既に理想的纖維綜合大學の設置が國家喫緊の要務に屬するとすれば、文部省が卒先纖維専門學校を設置したる上田市にこれを設置するが理論的に妥当なるのみならず、經濟的にも捷徑でなければならない。この故に、長野縣議会は昨春以來、三回にわたつて上田纖維専門學校を單科大學として昇格をせしむべきこと、及びこれがためには長野縣としても一切の便宜を提供すべきことを議決し、本院並びに衆議院の文教委員会もまた、第二回國会において、満場一致をもつて同校單科昇格の請願を採択したのであつた。しかるに、自來今日に至るまで、まさに一ヶ年に亘りとするとにかかわらず、いまだその実現を見るに至らざるは、われわれの諒解に苦しむところである。

よつて、左記四項の質問を提起し、これに対し、文部當局の具体的にして明快なる御答弁を要請する。

左記

一、文部當局は上田纖維専門學校を單科大學として昇格せしめ、以て理想的纖維綜合大學を設置するの意

志ありや否や。もしその意志なしとすれば、その理由如何。

一、われわれの見る所によれば、既に水産大学、商船大学等の設置が決定せられたる以上、繊維工業國たるわが國として一箇の繊維大学をもたざるべからざるは自明の理に属する。しかば、國立新制大学の発足と同時に、上田繊維専門学校を單科大学として昇格せしむべきは、これまた言を俟たぬところである。

文部當局はこの際同校の單科昇格を断行するの意志ありや否や。

徒らに問題の解決を遷引して、地元縣民をして陳情請願を繰返さしむるは、取りも直さず、政治の貧困を意味するものにして、當局の責任重且つ大なりと考えられるが、これに対する文部當局の所見如何。

一、文部事務當局は、該件がいまだ大臣の正式決裁を得ないにもかかわらず、いな、大臣が大臣個人としては、贅意を表し、その実現を希望せられしにもかかわらず、大臣の意向を毫も顧慮することなく、夙に絶対反対を表明し、敢て譲らざるは、そもそも如何なる権限に基くや。決裁権は大臣にありや、將又事務當局にありや。文部事務當局は、民主政治を如何なるものと思惟するや。

一、上田繊維専門學校の單科昇格の可否は、大學設置委員会に附議し、その答申を俟つて、決裁せらるべきものと聞く。

しかるに、文部事務當局がいまだ同委員会において決定せざる以前において絶対反対を表明して憚ら

がりしは、同委員会を無視したるにあらずんば、その答申の内容を予断したものといわねばならない。
文部当局は大学設置委員会を如何なるものと思惟するや。大学設置委員会の性格如何。